

A

令和 8年 9月 7日提出

第 3 回市議会定例会議案

浜 松 市

議 案 件 目

第 91 号議案	令和 8 年度浜松市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
第 92 号議案	令和 8 年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 93 号議案	令和 8 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 94 号議案	令和 8 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 95 号議案	令和 8 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 96 号議案	浜松市印鑑条例の一部改正について	5
第 97 号議案	浜松市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について	7
第 98 号議案	アクトシティ浜松条例の一部改正について	9
第 99 号議案	浜松市浜北文化センター条例の一部改正について	16
第 100 号議案	浜松市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正について	20
第 101 号議案	浜松市斎場条例の一部改正について	22
第 102 号議案	浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例の一部改正について	28
第 103 号議案	浜松市火入れに関する条例の一部改正について	32
第 104 号議案	浜松市火災予防条例の一部改正について	34
第 105 号議案	浜松市消防団に関する条例の一部改正について	37
第 106 号議案	浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	39
第 107 号議案	浜松市都市計画の提案に係る規模を定める条例の制定について	42
第 108 号議案	工事請負契約締結について （令和 8 年度浜松市本庁舎本館空調設備改修工事（機械設備工事））	44
第 109 号議案	工事請負契約締結について （令和 8 年度アクトシティ浜松 C ゾーン改修工事（建築工事））	45
第 110 号議案	工事請負契約締結について （令和 8 年度アクトシティ浜松 C ゾーン改修工事（電気設備工事））	46

第 111 号議案	工事請負契約締結について (令和 8 年度アクトシティ浜松 C ゾーン改修工事 (機械設備工事))	47
第 112 号議案	工事請負契約締結について (令和 8 年度アクトシティ浜松 C ゾーン改修工事 (舞台照明設備工事))	48
第 113 号議案	工事請負契約締結について (令和 8 年度浜松市浜北温水プール解体工事)	49
第 114 号議案	工事請負契約締結について (令和 8 年度浜松市旧南部清掃工場解体工事)	50
第 115 号議案	工事請負契約締結について (浜松市北消防署引佐出張所・引佐第 3 分団伊平複合庁舎建設及び 緊急消防援助隊活動拠点施設整備工事 (建築工事))	51
第 116 号議案	工事請負契約締結について (令和 8 年度浜松市消防救急デジタル無線システム再整備工事)	52
第 117 号議案	工事請負契約締結について (浜松市立北部中学校体育館等大規模改修工事 (建築工事))	53
第 118 号議案	工事請負契約締結について (浜松市立八幡中学校校舎改築工事 (建築工事))	54
第 119 号議案	工事請負契約締結について (浜松市立八幡中学校校舎改築工事 (電気設備工事))	55
第 120 号議案	工事請負契約締結について (浜松市立八幡中学校校舎改築工事 (機械設備工事))	56
第 121 号議案	工事請負契約の一部変更について (令和 6 年度 (債務) 高規格幹線道路 IC アクセス道路整備国庫補助事業 (国) 152 号 (池島-大原) 道路改良工事 (第 5 工区 3 号軽量盛土))	57
第 122 号議案	工事請負契約の一部変更について (令和 6 年度 (債務) 国県道整備国交付金事業 (社資交) (国) 152 号 (浜北天竜 BP) 道路改良工事)	58
第 123 号議案	物品購入契約締結について (非常用保存食 (アルファ化米))	59
第 124 号議案	物品購入契約締結について (災害用仮設トイレ (洋式・身障者対応型))	60
第 125 号議案	物品購入契約締結について (可搬式動力消防ポンプ)	61

第 126 号議案	物品購入契約締結について (消防ポンプ自動車 (C D - I 型) 2 台) ……………	62
第 127 号議案	物品購入契約締結について (小型動力ポンプ付軽積載車 (トラック型) 3 台) ……………	63
第 128 号議案	物品購入契約締結について (災害対応特殊消防ポンプ自動車 (C D - I 型 C A F S) 3 台) ……	64
第 129 号議案	物品購入契約締結について (高規格救急自動車 4 台) ……………	65
第 130 号議案	物品購入契約締結について (小中学校用電子黒板及び移動式スタンド) ……………	66
第 131 号議案	市道路線認定について ……………	別冊
第 132 号議案	市道路線変更について ……………	別冊
第 133 号議案	令和 7 年度浜松市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について ……	67
第 134 号議案	令和 7 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について …	68
第 135 号議案	公有水面埋立について ……………	69
認 第 1 号	令和 7 年度浜松市病院事業会計決算 ……………	別冊
認 第 2 号	令和 7 年度浜松市水道事業会計決算 ……………	別冊
認 第 3 号	令和 7 年度浜松市下水道事業会計決算 ……………	別冊
報 第 15 号	専決処分の報告 ……………	70
報 第 16 号	一般財団法人浜松市清掃公社の令和 7 年度決算について ……………	別冊
報 第 17 号	公益財団法人浜松市花みどり振興財団の令和 7 年度決算について …	別冊
報 第 18 号	公益財団法人浜松市医療公社の令和 7 年度決算について ……………	別冊
報 第 19 号	公益財団法人浜松市文化振興財団の令和 7 年度決算について ……	別冊
報 第 20 号	株式会社なゆた浜北の令和 7 年度決算について ……………	別冊
報 第 21 号	公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の令和 7 年度 決算について ……………	別冊
監報第 14 号	随時監査等の結果に関する報告について ……………	別冊
監報第 15 号	例月出納検査の結果に関する報告について ……………	別冊

第 96 号 議 案

令和 8年 9月 7日提 出

浜松市印鑑条例の一部改正について

浜松市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市印鑑条例の一部を改正する条例

浜松市印鑑条例（昭和 5 2 年浜松市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（印鑑登録証明書の交付） 第 1 5 条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けている印鑑登録者が、印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合は、印鑑登録証の提示に代えて個人番号カードを提示して申請することができる。 3 （略）	（印鑑登録証明書の交付） 第 1 5 条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）<u>又は特定在留カード等（同法第 1 8 条の 5 第 1 項に規定する特定在留カード等をいう。以下同じ。）</u>の交付を受けている印鑑登録者が、印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合は、印鑑登録証の提示に代えて個人番号カード<u>又は特定在留カード等</u>を提示して申請することができる。 3 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日の翌日から施行する。

第 97 号 議 案

令和 8年 9月 7日提 出

浜松市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

浜松市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

浜松市認可地縁団体印鑑条例（平成１２年浜松市条例第５０号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（認可地縁団体印鑑の登録） 第５条 市長は、前条第１項に規定する申請があつた場合は、申請者が本人であることを確認するとともに、地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）<u>第２１条第２項</u>に基づき作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑の印鑑登録証明書の記載事項及び印影と照合するほか、前条第１項の申請書に記載されている事項その他必要な事項について、審査するものとする。 ２ （略） （代理人による申請等） 第１０条 地方自治法施行規則<u>第１９条第１項第１号ト</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、当該代理人による申請又は届出をすることができる。この場合においては、代理人に申請等をさせる旨を証する書面を市長に提出しなければならない。	（認可地縁団体印鑑の登録） 第５条 市長は、前条第１項に規定する申請があつた場合は、申請者が本人であることを確認するとともに、地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）<u>第１８条の３第１項</u>に基づき作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑の印鑑登録証明書の記載事項及び印影と照合するほか、前条第１項の申請書に記載されている事項その他必要な事項について、審査するものとする。 ２ （略） （代理人による申請等） 第１０条 地方自治法施行規則<u>第１８条の３第１項第７号</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、当該代理人による申請又は届出をすることができる。この場合においては、代理人に申請等をさせる旨を証する書面を市長に提出しなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

第 98 号 議 案

令和 8年 9月 7日提 出

アクトシティ浜松条例の一部改正について

アクトシティ浜松条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

アクトシティ浜松条例の一部を改正する条例

第1条 アクトシティ浜松条例（平成5年浜松市条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表（第10条関係） 1～4 （略） 5 駐車場 （1） （略） （2） 定期駐車 （表略） 備考 （略）	別表（第10条関係） 1～4 （略） 5 駐車場 （1） （略） （2） 定期駐車 （表略） 備考 1 （略） 2 定期駐車に係る利用の許可は、1箇 月以上とし、月の末日をもって終了す る。 3 駐車場の利用を開始した月におい て、利用すべき期間が1月に満たない 場合の利用料金は、日割計算による。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 アクトシティ浜松条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（開館時間） 第5条 アクトシティ浜松の開館時間は、午前 9時から午後10時までとする。	（開館時間） 第5条 アクトシティ浜松の開館時間は、午前 9時から午後10時までとする。 <u>ただし、コ ングレスセンター及び研修交流センターに ついては午前9時から午後9時30分まで、 屋上公園その他の附帯施設については午前 6時から午後7時までとする。</u>
2 （略）	2 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表の1の(1)を次のように改める。

(1) 施設

利用時間区分 利用区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
大ホール全部 利用	入場料（これに類する ものを含む。以下同 じ。）を徴収しない場 合	円 140,960	円 211,430	円 280,260	円 560,600
	入場料を徴収する場合	256,260	448,500	640,740	1,196,060
大ホール一部 利用	入場料を徴収しない場 合	100,880	150,540	200,190	400,470
	入場料を徴収する場合	179,390	313,940	448,490	837,240
中ホール	入場料を徴収しない場 合	72,050	108,900	144,090	288,270
	入場料を徴収する場合	160,130	240,270	320,330	640,740
大ホールリハーサル室		15,950	19,950	23,960	48,000
中ホールリ ハーサル室	1号室	15,950	19,950	23,960	48,000
	2号室	4,160	5,250	6,360	12,800
大ホール楽屋	1号室	3,140	3,920	4,790	9,590
	2号室	3,140	3,920	4,790	9,590
	3号室	3,140	3,920	4,790	9,590
	4号室	3,140	3,920	4,790	9,590
	5号室	4,160	5,250	6,360	12,800
	6号室	4,160	5,250	6,360	12,800
	7号室	1,560	1,880	2,360	4,790
	8号室	1,560	1,880	2,360	4,790
	9号室	1,560	1,880	2,360	4,790
	10号室	1,560	1,880	2,360	4,790
中ホール楽屋	1号室	4,160	5,250	6,360	12,800
	2号室	4,160	5,250	6,360	12,800
	3号室	3,140	3,920	4,790	9,590
	4号室	1,560	1,880	2,360	4,790
	5号室	1,560	1,880	2,360	4,790
	6号室	1,560	1,880	2,360	4,790
	7号室	1,560	1,880	2,360	4,790
	8号室	3,140	3,920	4,790	9,590

備考

- 1 午前及び午後又は午後及び夜間を引き続き利用する場合の利用料金は、それぞれこの表に定める利用料金の合計額とする。
- 2 大ホールの一部利用とは、客席の3階以上の部分を除いた利用をいう。
- 3 ホールの利用者が入場料を徴収する場合の利用料金について、指定管理者は、当該入場料の額に応じ、利用料金の額に段階を設けることができる。
- 4 日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に利用する場合の利用料金は、所定の利用料金の1.3倍に相当する額とする。
- 5 ホールを利用しないでリハーサル室を利用する場合の利用料金は、所定の利用

料金（備考の４に規定する利用にあつては、当該規定により算出した額とする。）の２倍に相当する額とする。

６ 催し等のためホールを利用する利用者がその練習、準備若しくは片付けのため又は舞台装置を置くため舞台を利用する場合の利用料金は、次のとおりとする。

（１）練習、準備又は片付けのため舞台を利用する場合は、所定の利用料金（当該催し等に係る利用区分の利用料金を基準とし、備考の４に規定する利用にあつては、当該規定により算出した額とする。（２）において同じ。）の７割に相当する額

（２）舞台の継続利用で、そのまま舞台装置を置く場合は、所定の利用料金の５割に相当する額

７ 利用時間を１５分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、３０分につき夜間の利用料金（備考の４及び５に規定する利用にあつては、当該規定により算出した額とする。）を８で除して得た額の１．５倍に相当する額とする。

８ 利用料金を算定して得た額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表の１の（３）の表を次のように改める。

利用区分		金額
大ホール	１時間につき	円 9,590
中ホール	１時間につき	4,790

別表の２の（１）を次のように改める。

（１）施設

利用時間区分 利用区分	午前	午後	夜間	全日
	午前９時から午後零時30分まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後９時30分まで	午前９時から午後９時30分まで
21会議室	円 27,970	円 31,970	円 27,970	円 79,120
22会議室	13,950	15,950	13,950	39,470
23会議室	13,950	15,950	13,950	39,470
31会議室	91,090	104,100	91,090	257,650
32会議室	6,940	7,940	6,940	19,640
41会議室	91,090	104,100	91,090	257,650
43会議室	34,990	39,990	34,990	98,970
44会議室	27,970	31,970	27,970	79,120
45会議室	6,940	7,940	6,940	19,640
51会議室	18,220	20,820	18,220	51,530
52会議室	18,220	20,820	18,220	51,530
53会議室	18,220	20,820	18,220	51,530
54会議室	18,220	20,820	18,220	51,530

全館利用	332,190	379,650	332,190	939,630
------	---------	---------	---------	---------

備考

- 1 午前及び午後又は午後及び夜間を引き続き利用する場合の利用料金は、それぞれこの表に定める利用料金の合計額とする。
- 2 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、30分につき夜間の利用料金を7で除して得た額の1.5倍に相当する額とする。
- 3 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表の3の(1)を次のように改める。

(1) 施設

利用時間区分 利用区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
全部利用		円 253,070	円 336,360	円 336,360	円 832,940
一部利用	第1ブロック	126,500	168,140	168,140	416,420
	第2ブロック	126,500	168,140	168,140	416,420
	第3ブロック	100,880	134,510	134,510	333,140

備考

- 1 午前及び午後又は午後及び夜間を引き続き利用する場合の利用料金は、それぞれこの表に定める利用料金の合計額とする。
- 2 日曜日、土曜日又は休日を利用する場合の利用料金は、所定の利用料金の1.3倍に相当する額とする。
- 3 練習、準備若しくは片付けのため又は展示品等を置くため施設を利用する場合の利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 練習、準備又は片付けのため施設を利用する場合は、所定の利用料金（備考の2に規定する利用にあっては、当該規定により算出した額とする。（2）において同じ。）の7割に相当する額
 - (2) 施設の継続利用で、そのまま展示品等を置く場合は、所定の利用料金の5割に相当する額
- 4 同一日に同一目的のために大ホール、中ホール又はコンgresセンターの全館と併せて利用する場合の利用料金は、所定の利用料金（備考の2及び3に規定する利用にあっては、当該規定により算出した額とする。）の7割に相当する額とする。
- 5 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、30分につき夜間の利用料金（備考の2に規定する利用

にあつては、当該規定により算出した額とする。)を8で除して得た額の1.5倍に相当する額とする。

- 6 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表の3の(3)の表を次のように改める。

利用区分			金額
全部利用		1時間につき	円 23,820
一部利用	第1ブロック	1時間につき	7,940
	第2ブロック	1時間につき	7,940
	第3ブロック	1時間につき	7,940

別表の4の(1)を次のように改める。

(1) 施設

利用時間区分 利用区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
音楽工房ホール	円 30,790	円 35,190	円 30,790	円 87,090
23音楽セミナー室	2,740	3,140	2,740	7,760
24音楽セミナー室	1,370	1,560	1,370	3,870
25音楽セミナー室	1,370	1,560	1,370	3,870
26音楽セミナー室	1,370	1,560	1,370	3,870
27音楽セミナー室	1,370	1,560	1,370	3,870
31音楽セミナー室	5,570	6,360	5,570	15,750
32音楽セミナー室	5,570	6,360	5,570	15,750
33音楽セミナー室	5,570	6,360	5,570	15,750
34音楽セミナー室	5,570	6,360	5,570	15,750
35音楽セミナー室	5,570	6,360	5,570	15,750
36音楽セミナー室	5,570	6,360	5,570	15,750
37音楽セミナー室	5,570	6,360	5,570	15,750
38音楽セミナー室	1,370	1,560	1,370	3,870
401会議室	9,750	11,150	9,750	27,590
402会議室	8,390	9,590	8,390	23,730
403会議室	5,570	6,360	5,570	15,750
404会議室	5,570	6,360	5,570	15,750
405会議室	5,570	6,360	5,570	15,750
501会議室	5,570	6,360	5,570	15,750
502会議室	9,750	11,150	9,750	27,590
503会議室	9,750	11,150	9,750	27,590
601会議室	5,570	6,360	5,570	15,750
602会議室	19,580	22,380	19,580	55,390

備考

- 1 午前及び午後又は午後及び夜間を引き続き利用する場合の利用料金は、それぞれこの表に定める利用料金の合計額とする。
- 2 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰

上げに係る利用料金は、30分につき夜間の利用料金を7で除して得た額の1.5倍に相当する額とする。

- 3 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表の5を次のように改める。

5 駐車場

(1) 時間駐車

区分	金額
20分までごとに	150円

(2) 定期駐車

区分	金額
1箇月	39,290円

備考

- 1 定期駐車に係る利用の許可は、1箇月以上とし、月の末日をもって終了する。
- 2 駐車場の利用を開始した月において、利用すべき期間が1月に満たない場合の利用料金は、日割計算による。

別表に次のように加える。

- 6 屋上公園その他の附帯施設の附帯設備
規則で定める額

附 則

- 1 この条例は、令和11年10月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後のアクトシティ浜松条例（以下「新条例」という。）第8条の規定による利用の許可及び新条例第10条の規定による利用料金の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、新条例別表の5の(1)の規定は、施行日以後に出場する自動車に係る利用料金について適用する。

第 99 号 議 案

令和 8年 9月 7日提 出

浜松市浜北文化センター条例の一部改正について

浜松市浜北文化センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市浜北文化センター条例の一部を改正する条例

浜松市浜北文化センター条例（平成１７年浜松市条例第２５５号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第 1 1 条関係）					別表（第 1 1 条関係）				
1 ホール等					1 ホール等				
(1) ホール及び楽屋					(1) ホール及び楽屋				
利用時間 区分 利用区分		午前	午後	夜間	利用時間 区分 利用区分		午前	午後	夜間
		午前9時から午前12時まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時30分まで			午前9時から午前12時まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時30分まで
大ホール	平日	円	円	円	大ホール	平日	円	円	円
		<u>19,800</u>	<u>35,640</u>	<u>47,520</u>			<u>26,400</u>	<u>47,520</u>	<u>63,360</u>
	日曜日	<u>23,760</u>	<u>43,560</u>	<u>57,420</u>		日曜日	<u>31,680</u>	<u>58,080</u>	<u>76,560</u>
	土曜日					土曜日			
	休日					休日			
小ホール	平日	<u>5,940</u>	<u>9,900</u>	<u>12,220</u>	小ホール	平日	<u>7,920</u>	<u>13,200</u>	<u>16,300</u>
	日曜日	<u>7,920</u>	<u>11,880</u>	<u>14,650</u>		日曜日	<u>10,560</u>	<u>15,840</u>	<u>19,540</u>
	土曜日					土曜日			
	休日					休日			
楽屋1号		<u>580</u>	<u>780</u>	<u>990</u>	楽屋1号		<u>780</u>	<u>1,040</u>	<u>1,320</u>
楽屋2号		<u>780</u>	<u>1,020</u>	<u>1,320</u>	楽屋2号		<u>1,040</u>	<u>1,360</u>	<u>1,760</u>
楽屋3号		<u>580</u>	<u>690</u>	<u>780</u>	楽屋3号		<u>780</u>	<u>920</u>	<u>1,040</u>
楽屋4号		<u>460</u>	<u>550</u>	<u>660</u>	楽屋4号		<u>620</u>	<u>740</u>	<u>880</u>
楽屋5号		<u>400</u>	<u>510</u>	<u>660</u>	楽屋5号		<u>540</u>	<u>680</u>	<u>880</u>
楽屋6号		<u>580</u>	<u>780</u>	<u>990</u>	楽屋6号		<u>780</u>	<u>1,040</u>	<u>1,320</u>
備考（略）					備考（略）				
(2) リハーサル室及び練習室					(2) リハーサル室及び練習室				
利用時間 区分 利用区分		午前9時から午後9時まで	午後9時から午後9時30分まで		利用時間 区分 利用区分		午前9時から午後9時まで	午後9時から午後9時30分まで	
		1時間につき	1時間につき				1時間につき	1時間につき	
リハーサル室		円	円		リハーサル室		円	円	
		<u>630</u>	<u>310</u>				<u>840</u>	<u>420</u>	
第1練習室		<u>600</u>	<u>300</u>		第1練習室		<u>800</u>	<u>400</u>	
第2練習室		<u>400</u>	<u>200</u>		第2練習室		<u>540</u>	<u>260</u>	
第3練習室		<u>400</u>	<u>200</u>		第3練習室		<u>540</u>	<u>260</u>	
備考（略）					備考（略）				
(3) 多目的室及び大会議室					(3) 多目的室及び大会議室				

利用時間 区分	午前9時から 午後6時まで 1時間につき	午後6時から 午後9時まで 1時間につき	午後9時から 午後9時30分まで
多目的室	<u>1,360円</u>	<u>1,480円</u>	<u>740円</u>
大会議室	<u>1,360円</u>	<u>1,480円</u>	<u>740円</u>

備考 (略)

(4) 楽器保管庫

1区画1日につき 210円

(5) (略)

2 会議室等

利用時間 区分	午前9時から 午後9時まで 1時間につき	午後9時から 午後9時30分まで
第1会議室	円	円
生涯学習関係 団体	<u>200</u>	<u>100</u>
その他	<u>400</u>	<u>200</u>
第2会議室	<u>260</u>	<u>130</u>
生涯学習関係 団体	<u>260</u>	<u>130</u>
その他	<u>520</u>	<u>260</u>
第3会議室	<u>210</u>	<u>100</u>
生涯学習関係 団体	<u>210</u>	<u>100</u>
その他	<u>430</u>	<u>210</u>
第4会議室	<u>200</u>	<u>100</u>
生涯学習関係 団体	<u>200</u>	<u>100</u>
その他	<u>400</u>	<u>200</u>
第5会議室	<u>210</u>	<u>100</u>
生涯学習関係 団体	<u>210</u>	<u>100</u>
その他	<u>430</u>	<u>210</u>
第6会議室	<u>210</u>	<u>100</u>
生涯学習関係 団体	<u>210</u>	<u>100</u>
その他	<u>420</u>	<u>210</u>
第7会議室	<u>100</u>	<u>50</u>
生涯学習関係 団体	<u>100</u>	<u>50</u>
その他	<u>210</u>	<u>100</u>
第1和室	<u>200</u>	<u>100</u>
全生涯学習関係 団体	<u>200</u>	<u>100</u>
その他	<u>400</u>	<u>200</u>
半生涯学習関係 団体	<u>100</u>	<u>50</u>
その他	<u>200</u>	<u>100</u>
第2和室	<u>180</u>	<u>90</u>
生涯学習関係 団体	<u>180</u>	<u>90</u>
その他	<u>370</u>	<u>180</u>
文化活動室	<u>290</u>	<u>140</u>
生涯学習関係 団体	<u>290</u>	<u>140</u>
その他	<u>580</u>	<u>290</u>

利用時間 区分	午前9時から 午後6時まで 1時間につき	午後6時から 午後9時まで 1時間につき	午後9時から 午後9時30分まで
多目的室	<u>1,820円</u>	<u>1,980円</u>	<u>980円</u>
大会議室	<u>1,820円</u>	<u>1,980円</u>	<u>980円</u>

備考 (略)

(4) 楽器保管庫

1区画1日につき 280円

(5) (略)

2 会議室等

利用時間 区分	午前9時から 午後9時まで 1時間につき	午後9時から 午後9時30分まで
第1会議室	円	円
生涯学習関係 団体	<u>260</u>	<u>120</u>
その他	<u>540</u>	<u>260</u>
第2会議室	<u>340</u>	<u>160</u>
生涯学習関係 団体	<u>340</u>	<u>160</u>
その他	<u>700</u>	<u>340</u>
第3会議室	<u>280</u>	<u>140</u>
生涯学習関係 団体	<u>280</u>	<u>140</u>
その他	<u>580</u>	<u>280</u>
第4会議室	<u>260</u>	<u>120</u>
生涯学習関係 団体	<u>260</u>	<u>120</u>
その他	<u>540</u>	<u>260</u>
第5会議室	<u>280</u>	<u>140</u>
生涯学習関係 団体	<u>280</u>	<u>140</u>
その他	<u>580</u>	<u>280</u>
第6会議室	<u>280</u>	<u>140</u>
生涯学習関係 団体	<u>280</u>	<u>140</u>
その他	<u>560</u>	<u>280</u>
第7会議室	<u>140</u>	<u>60</u>
生涯学習関係 団体	<u>140</u>	<u>60</u>
その他	<u>280</u>	<u>140</u>
第1和室	<u>260</u>	<u>120</u>
全生涯学習関係 団体	<u>260</u>	<u>120</u>
その他	<u>540</u>	<u>260</u>
半生涯学習関係 団体	<u>120</u>	<u>60</u>
その他	<u>260</u>	<u>120</u>
第2和室	<u>240</u>	<u>120</u>
生涯学習関係 団体	<u>240</u>	<u>120</u>
その他	<u>500</u>	<u>240</u>
文化活動室	<u>380</u>	<u>180</u>
生涯学習関係 団体	<u>380</u>	<u>180</u>
その他	<u>780</u>	<u>380</u>

談話室	生涯学習関係 団体	<u>130</u>	<u>60</u>
	その他	<u>270</u>	<u>130</u>
料理 工房	生涯学習関係 団体	<u>400</u>	<u>200</u>
	その他	<u>810</u>	<u>400</u>
音楽 室	生涯学習関係 団体	<u>120</u>	<u>60</u>
	その他	<u>250</u>	<u>120</u>
第1創作 工房	生涯学習関係 団体	<u>240</u>	<u>120</u>
	その他	<u>490</u>	<u>240</u>
第2創作 工房	生涯学習関係 団体	<u>250</u>	<u>120</u>
	その他	<u>510</u>	<u>250</u>
コミュ ニティ 活動 室	生涯学習関係 団体	<u>440</u>	<u>220</u>
	その他	<u>880</u>	<u>440</u>
備考 (略)			
3 (略)			

談話室	生涯学習関係 団体	<u>180</u>	<u>80</u>
	その他	<u>360</u>	<u>180</u>
料理 工房	生涯学習関係 団体	<u>540</u>	<u>260</u>
	その他	<u>1,080</u>	<u>540</u>
音楽 室	生涯学習関係 団体	<u>160</u>	<u>80</u>
	その他	<u>340</u>	<u>160</u>
第1創作 工房	生涯学習関係 団体	<u>320</u>	<u>160</u>
	その他	<u>660</u>	<u>320</u>
第2創作 工房	生涯学習関係 団体	<u>340</u>	<u>160</u>
	その他	<u>680</u>	<u>340</u>
コミュ ニティ 活動 室	生涯学習関係 団体	<u>580</u>	<u>280</u>
	その他	<u>1,180</u>	<u>580</u>
備考 (略)			
3 (略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和10年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の第11条の規定による利用料金の徴収及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

第 100 号 議 案

令和 8年 9月 7日提 出

浜松市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正について

浜松市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

浜松市立幼保連携型認定こども園条例（令和6年浜松市条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
浜松市立佐鳴台こども園	(略)	浜松市立佐鳴台こども園	(略)
		浜松市立三ヶ日こども園	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日811番地の5

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- 浜松市立保育所条例(昭和24年浜松市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
浜松市立引佐保育園	(略)	浜松市立引佐保育園	(略)
浜松市立三ヶ日保育園	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日811番地の5		
浜松市立都筑保育園	(略)	浜松市立都筑保育園	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第 101 号 議 案

令和 8年 9月 7日提 出

浜松市斎場条例の一部改正について

浜松市斎場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市斎場条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市斎場条例(昭和47年浜松市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後						
(事業) 第3条 斎場は、次に掲げる事業を行う。 (1) 遺体の火葬に関すること。 (2) (略) (3) 市内に住所を有する者に係るペット類の<u>死がい</u>(浜松市浜松斎場、浜松市浜北斎場、浜松市雄踏斎場及び浜松市三ヶ日斎場に限る。)、<u>分娩</u>に係る胎盤等及び身体の一部その他市長が認めるものの火葬、焼却等に関すること。 (開館時間) 第4条 斎場の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、開館時間を変更することができる。 (1) 浜松市浜松斎場、浜松市浜北斎場、浜松市天竜斎場、<u>浜松市雄踏斎場</u>及び浜松市春野斎場 午前9時から午後5時まで <u>(浜松市雄踏斎場の通夜室にあつては、終日)</u> (2) (略) (焼骨の引取り等)	(事業) 第3条 斎場は、次に掲げる事業を行う。 (1) 遺体<u>及び遺骨</u>の火葬に関すること。 (2) (略) (3) 市内に住所を有する者に係るペット類の<u>死骸</u>(浜松市浜松斎場、浜松市浜北斎場、浜松市雄踏斎場及び浜松市三ヶ日斎場に限る。)、<u>分娩</u>^{べん}に係る胎盤等及び身体の一部その他市長が認めるものの火葬、焼却等に関すること。 (開館時間) 第4条 斎場の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、開館時間を変更することができる。 (1) 浜松市浜松斎場、浜松市浜北斎場、浜松市天竜斎場及び浜松市春野斎場 午前9時から午後5時まで (2) <u>浜松市雄踏斎場</u> 午前9時から午後5時まで。ただし、式場については、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th><th>開館時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>告別式(これに類するものを含む。以下同じ。)</td><td>午前9時から午後3時30分まで</td></tr> <tr> <td>通夜(これに類するものを含む。以下同じ。)</td><td>午後3時30分から翌日の午前9時まで</td></tr> </tbody> </table> (3) (略) (焼骨の引取り等)	用途	開館時間	告別式(これに類するものを含む。以下同じ。)	午前9時から午後3時30分まで	通夜(これに類するものを含む。以下同じ。)	午後3時30分から翌日の午前9時まで
用途	開館時間						
告別式(これに類するものを含む。以下同じ。)	午前9時から午後3時30分まで						
通夜(これに類するものを含む。以下同じ。)	午後3時30分から翌日の午前9時まで						

第7条の2 斎場の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、遺体の火葬に係る焼骨(以下「焼骨」という。)を引き取らなければならない。

2 (略)

(指定管理者による管理)

第14条 (略)

2 指定斎場の管理に関して指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

(1) (略)

(2) 利用の許可(遺体の火葬に係るものを除く。)に関する業務

(3)・(4) (略)

3 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第6条	市長	指定管理者(遺体の火葬に係る利用にあつては、市長)
(略)		
第11条	市長	指定管理者(遺体の火葬に係る利用の許可にあつては、市長)

別表(第8条関係)

1 火葬料

区分	12歳未満	12歳以上	死産児
死亡者が死亡当時市民の場合	無料	無料	無料
上記以外の場合	28,000円	42,000円	14,000円

第7条の2 斎場の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、遺体及び遺骨の火葬に係る焼骨(以下「焼骨」という。)を引き取らなければならない。

2 (略)

(指定管理者による管理)

第14条 (略)

2 指定斎場の管理に関して指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

(1) (略)

(2) 利用の許可(遺体及び遺骨の火葬に係るものを除く。)に関する業務

(3)・(4) (略)

3 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第6条	市長	指定管理者(<u>遺体及び遺骨</u> の火葬に係る利用にあつては、市長)
(略)		
第11条	市長	指定管理者(<u>遺体及び遺骨</u> の火葬に係る利用の許可にあつては、市長)

別表(第8条関係)

1 火葬料

区分	12歳以上	12歳未満	死産児	遺骨
	1体	1体	1体	1回
死亡者が死亡当時市内に住所を有する者の場合	10,000円	6,600円	3,300円	3,300円
上記以外の場合	57,000円	38,000円	19,000円	19,000円

				合				
				<u>備考</u>				
				1 死産児にあつては、死産児の母が分娩時市内に住所を有する者の場合には、死亡者が死亡当時市内に住所を有する者の場合の区分とする。				
				2 遺骨にあつては、遺骨のあった場所が市内にある場合には、死亡者が死亡当時市内に住所を有する者の場合の区分とする。				
2 室使用料				2 室使用料				
浜松市雄踏斎場				浜松市雄踏斎場				
<u>区分</u>		<u>単位</u>	<u>金額</u>	<u>区分</u>	<u>用途</u>	<u>単位</u>	<u>金額</u>	
式場	洋室（遺族控室を含む。）	1回	52,380円	式場	告別式	1回	66,000円	
	和室	1回	41,900円		通夜	1回	33,000円	
通夜室		1回	20,950円	霊安室		1日	11,000円	
霊安室		1日	2,090円					
3 ペット類の <u>死がい</u> の火葬料				3 ペット類の <u>死骸</u> の火葬料				
2kg以下のもの	2kgを超え5kg以下のもの	5kgを超えるもの		2kg以下のもの	2kgを超え5kg以下のもの	5kgを超えるもの		
1,250円	3,140円	5kgまでごとに2,090円		1,760円	4,400円	5kgまでごとに4,400円		
4 （略）				4 （略）				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市斎場条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（開館時間） 第4条 斎場の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、開館時間を変更することができる。 （1） （略） （2） 浜松市雄踏斎場 午前9時から午後5時まで。ただし、式場については、次の表のとおりとする。	（開館時間） 第4条 斎場の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、開館時間を変更することができる。 （1） （略） （2） 浜松市雄踏斎場 午前9時から午後5時まで。ただし、式場及び待合室については、次の表のとおりとする。

用途	開館時間
告別式（これに類するものを含む。以下同じ。）	午前9時から午後3時30分まで
通夜（これに類するものを含む。以下同じ。）	午後3時30分から翌日の午前9時まで

(3) (略)

別表（第8条関係）

1 (略)

2 室使用料

浜松市雄踏斎場

区分	用途	単位	金額
式場	告別式	1回	66,000円
	通夜	1回	33,000円
霊安室		1日	11,000円

3・4 (略)

区分	用途	開館時間
式場	告別式（これに類するものを含む。以下同じ。）	午前9時から午後3時30分まで
	通夜（これに類するものを含む。以下同じ。）	午後3時30分から翌日の午前9時まで
待合室	告別式	午前9時から午後2時まで
	通夜	午後2時から翌日の午前9時まで

(3) (略)

別表（第8条関係）

1 (略)

2 室使用料

浜松市雄踏斎場

区分		用途	単位	金額
東館	式場	告別式	1回	66,000円
		通夜	1回	33,000円
	待合室	告別式	1回	52,800円
		通夜	1回	26,400円
	霊安室		1日	11,000円
西館	式場	告別式	1回	66,000円
		通夜	1回	33,000円
	霊安室		1日	11,000円

3・4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項及び附則第4項の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 規則で定める日

(火葬料に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の浜松市斎場条例（以下「第1条改正後条例」という。）別表の1及び3の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる利用の許可に係る火葬料について適用し、施行日前にされた利用の許可に係る火葬料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 第1条改正後条例第6条の規定による利用の許可（第1条改正後条例別表の1の遺骨の火葬に係るものに限る。）、第1条改正後条例第14条第3項の規定により読み替えられた第1条改正後条例第6条の規定による利用の許可（同表の2に係るものに限る。）及び第1条改正後条例第8条の規定による使用料の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。
- 4 前項の規定により施行日前にされた利用の許可に係る遺骨の火葬料については、第1条改正後条例別表の1の規定にかかわらず、第1条の規定による改正前の浜松市斎場条例別表の1の死産児の例による。この場合において、同表中「死亡者が死亡当時市民の場合」とあるのは、「遺骨のあった場所が市内にある場合」と読み替えるものとする。
- 5 第2条の規定による改正後の浜松市斎場条例（以下「第2条改正後条例」という。）第14条第3項の規定により読み替えられた第2条改正後条例第6条の規定による利用の許可及び第2条改正後条例第8条の規定による使用料の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

第 102 号 議 案

令和 8年 9月 7日提 出

浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例の一部改正に
ついて

浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例の一部を改正
する条例

浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例（平成 25 年浜松市条例
第 58 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置等の特例） 第 30 条の 2 法第 9 条の 3 の 3 第 1 項に規定する委託を受けた者（以下<u>第 30 条の 4</u>までにおいて「受託者」という。）は、<u>法第 9 条の 3 の 3 第 2 項</u>（同条第 3 項において読み替えて準用する法第 9 条の 3 第 9 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、第 29 条第 1 号に掲げる一般廃棄物処理施設（以下この条及び次条において「仮設焼却施設」という。）に係る法第 9 条の 3 の 3 第 1 項又は<u>同条第 3 項</u>において読み替えて準用する法第 9 条の 3 第 8 項の規定による届出をしようとするときは、受託者が実施した生活環境影響調査の結果を記載した書類及び法第 8 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書類（以下これらを「<u>受託者報告書等</u>」という。）を、次に掲げる場所において、<u>次項</u>の規定による公表の日から 1 月の範囲内において非常災害の状況を勘案して市長が定める期間（以下「<u>受託者報告書等縦覧期間</u>」という。）公衆の縦覧に供しなければならない。 (1)～(4) （略）	（非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置等の特例） 第 30 条の 2 法第 9 条の 3 の 3 第 1 項に規定する<u>非常災害廃棄物の処分を行う非常災害廃棄物処理受託者若しくは非常災害廃棄物処理再受託者又は法第 6 条の 2 第 3 項後段の規定による処分の委託を受けた者</u>（以下<u>この項</u>において「受託者」という。）は、<u>法第 9 条の 3 の 3 第 3 項</u>（同条第 4 項において読み替えて準用する法第 9 条の 3 第 9 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、第 29 条第 1 号に掲げる一般廃棄物処理施設（以下この条及び次条において「仮設焼却施設」という。）に係る法第 9 条の 3 の 3 第 1 項又は<u>同条第 4 項</u>において準用する法第 9 条の 3 第 8 項の規定による届出をしようとするときは、受託者が実施した生活環境影響調査の結果を記載した書類及び法第 8 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書類を、次に掲げる場所において、<u>第 3 項</u>の規定による公表の日から 1 月の範囲内において非常災害の状況を勘案して市長が定める期間公衆の縦覧に供しなければならない。 (1)～(4) （略） <u>2 法第 9 条の 3 の 3 第 2 項に規定する特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処</u>

2 受託者は、受託者報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。	<u>分を行う特別管理非常災害廃棄物処理受託者若しくは特別管理非常災害廃棄物処理再受託者又は法第6条の2第5項後段の規定による処分の委託を受けた者(以下この項において「受託者」という。)</u>は、<u>法第9条の3の3第3項(同条第5項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。)</u>の規定に基づき、<u>仮設焼却施設に係る法第9条の3の3第2項又は同条第5項において準用する法第9条の3第8項の規定による届出をしようとするときは、受託者が実施した生活環境影響調査の結果を記載した書類及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を、次に掲げる場所において、次項の規定による公表の日から1月の範囲内において非常災害の状況を勘案して市長が定める期間公衆の縦覧に供しなければならない。</u> <u>(1) 浜松市役所</u> <u>(2) 受託者の市内の事務所又は受託者が利用できる市内の施設</u> <u>(3) 生活環境影響調査を実施した地域で、市長が指定する場所</u> <u>(4) 前3号に掲げる場所のほか、市長が必要があると認める場所</u> 3 <u>第1項の受託者又は前項の受託者(以下第30条の4までにおいて「受託者」という。)</u>は、<u>前2項に規定する受託者が実施した生活環境影響調査の結果を記載した書類及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類(以下これらを「受託者報告書等」という。)</u>を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない
--	--

(1)～(9) (略) (10) 受託者報告書等縦覧期間 (11)～(13) (略) 第30条の3 <u>前条第2項</u>の規定による公表があつたときは、仮設焼却施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、受託者報告書等縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、受託者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。 2 (略)	ない。 (1)～(9) (略) (10) 受託者報告書等縦覧期間<u>(前2項に規定する期間をいう。以下同じ。)</u> (11)～(13) (略) 第30条の3 <u>前条第3項</u>の規定による公表があつたときは、仮設焼却施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、受託者報告書等縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、受託者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。 2 (略)
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年法律第43号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第 103 号 議 案

令和 8年 9月 7日提 出

浜松市火入れに関する条例の一部改正について

浜松市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市火入れに関する条例の一部を改正する条例

浜松市火入れに関する条例（平成１７年浜松市条例第１５０号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（火入れの中止） 第１３条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報、異常乾燥注意報</u>又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 ２ 火入責任者は、火入れの実施中に風勢等により延焼するおそれがあると認められる<u>とき</u>又は強風注意報、<u>異常乾燥注意報</u>若しくは火災警報が発令された<u>とき</u>には、速やかに火入れを中止し、消火しなければならない。	（火入れの中止） 第１３条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>暴風特別警報、暴風警報、強風注意報若しくは乾燥注意報</u>が発表され、又は火災警報若しくは林野火災に関する<u>注意報</u>が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 ２ 火入責任者は、火入れの実施中に風勢等により延焼するおそれがあると認められる<u>場合</u>又は<u>暴風特別警報、暴風警報、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災警報若しくは林野火災に関する注意報が発令された場合</u>には、速やかに火入れを中止し、消火しなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

第 104 号 議 案

令和 8年 9月 7日提 出

浜松市火災予防条例の一部改正について

浜松市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市火災予防条例の一部を改正する条例

浜松市火災予防条例（昭和３７年浜松市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第１章～第３章の２（略）	第１章～第３章の２（略）
	<u>第３章の３ 林野火災の予防（第２９条の８・第２９条の９）</u>
第４章～第７章（略）	第４章～第７章（略）
附則	附則
（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）	（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）
第２９条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。	第２９条 火災に関する警報 <u>（法第２２条第３項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）</u> が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。
（１）～（７）（略）	（１）～（７）（略）
（住宅における火災の予防の推進）	（住宅における火災の予防の推進）
第２９条の７（略）	第２９条の７（略）
	<u>第３章の３ 林野火災の予防</u> <u>（林野火災に関する注意報）</u>
	<u>第２９条の８ 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u>
	<u>２ 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第２９条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u>
	<u>３ 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案し</u>

	<u>て、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u> <u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</u> <u>第 2 9 条の 9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第 2 9 条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u>
第 4 章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等 第 1 節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等 (指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等) 第 3 0 条 (略)	第 4 章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等 第 1 節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等 (指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等) 第 3 0 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

第 105 号 議 案

令和 8年 9月 7日提 出

浜松市消防団に関する条例の一部改正について

浜松市消防団に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市消防団に関する条例の一部を改正する条例

浜松市消防団に関する条例（昭和４０年浜松市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（設置等） 第２条 市に消防団を設置し、その名称、管轄区域及び消防団員の定員は次のとおりとする。 名称 浜松市消防団 管轄区域 浜松市全域 定員 <u>２，８６４人</u>	（設置等） 第２条 市に消防団を設置し、その名称、管轄区域及び消防団員の定員は次のとおりとする。 名称 浜松市消防団 管轄区域 浜松市全域 定員 <u>２，５６０人</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

第 106 号 議 案

令和 8年 9月 7日提 出

浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年浜松市条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(経営の基本) 第3条 (略) 2 事業の種類及び規模は、次に定めるところによる。 (1) 水道事業 ア 給水区域 <u>市の区域のうち水道法(昭和32年法律第177号)第3条第12項に規定する給水区域</u> イ 給水人口 <u>78万1,000人</u> ウ <u>1日最大給水量 30万立方メートル</u> (2) 下水道事業 ア 排水区域 <u>市の区域のうち</u>下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の事業計画に定められた予定処理区域及び浜松市農業集落排水処理施設条例(平成12年浜松市条例第56号)第2条第3号に規定する処理区域 イ 排水人口 <u>63万6,560人</u>	(経営の基本) 第3条 (略) 2 事業の種類及び規模は、次に定めるところによる。 (1) 水道事業 <u>給水区域、給水人口及び1日最大給水量 水道法(昭和32年法律第177号)第6条第1項の規定による認可(同法第10条第1項の規定による変更の認可を含む。)又は同条第3項の規定による変更の届出に係る事業計画書に定められた給水区域、給水人口及び1日最大給水量</u> (2) 下水道事業 ア 排水区域 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の事業計画<u>(以下この号において「事業計画」という。)</u>に定められた予定処理区域及び浜松市農業集落排水処理施設条例(平成12年浜松市条例第56号)第2条第3号に規定する処理区域<u>(以下この号において「処理区域」という。)</u> イ 排水人口 <u>事業計画に定められた処理人口及び処理区域における排水人口</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 107 号 議 案

令和 8年 9月 7日提 出

浜松市都市計画の提案に係る規模を定める条例の制定について

浜松市都市計画の提案に係る規模を定める条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市都市計画の提案に係る規模を定める条例

都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 15 条ただし書の規定により条例で定める規模は、次の表の左欄に掲げる区域における同表の右欄に掲げる都市計画の種類については、0.3ヘクタールとする。

区域	都市計画の種類
都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 2 条の 3 第 2 項の地区	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項第 3 号に規定する高度利用地区又は同項第 4 号に規定する特定街区
	法第 12 条第 1 項第 4 号に規定する市街地再開発事業
	法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する地区計画（法第 12 条の 8 又は第 12 条の 10 に係る地区整備計画（法第 12 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する地区整備計画をいう。）を定めるものに限る。）

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
令和8年度浜松市本庁舎本館空調設備改修工事 (機械設備工事)	空調設備改修工事一式 ・空調設備改修 ・熱源設備改修 ・自動制御設備改修 ・給水設備改修 ・配管、配線、ダクト、既設機器の撤去処分 ・上記に伴う建築工事	1,633,500,000円	制限付一般競争入札(総合評価方式)	浜松市中央区三方原町874-5 つばい工業株式会社 代表取締役 坪井 啓隼

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
令和8年度アク トシティ浜松C ゾーン改修工事 (建築工事)	改修工事に伴う建 築工事一式 ・ 屋上改修 ・ 外壁改修 ・ 内装改修 ・ 建具改修 ・ 地下駐車場改修 ・ 立体駐車場解体 他	1,502,600,000円	制 限 付 一 般 競 争 入 札 (総合評 価方式)	浜松市中央区神田 町1522番地 株式会社鈴木組 代表取締役 鈴木 健司

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
令和8年度アク トシティ浜松C ゾーン改修工事 (電 気 設 備 工 事)	改修工事に伴う電 気設備工事一式 ・電灯設備改修 ・受変電設備改修 ・映像・音響設備 改修 ・火災報知設備改 修他	946,000,000円	制 限 付 一般競争 入 札	浜松市中央区板屋 町111番地の2浜松 アクトタワー12階 株式会社関電工浜 松営業所 所長 大野 孝之

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
令和8年度アク トシティ浜松C ゾーン改修工事 (機械設備工 事)	改修工事に伴う機 械設備工事一式 ・空調換気設備改 修 ・給排水衛生設備 改修他	721,600,000円	制 限 付 一般競争 入 札 (総合評 価方式)	浜松市中央区池町 220番地の4 日管株式会社 代表取締役社長 三輪 高太郎

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
令和8年度アク トシティ浜松C ゾーン改修工事 (舞台照明設備 工事)	改修工事に伴う舞 台照明設備工事一 式 ・展示イベントホ ールに設置され ている舞台照明 設備改修	429,000,000円	制 限 付 一般競争 入 札	愛知県名古屋市東 区武平町五丁目1 番地名古屋栄ビル ディング 丸茂電機株式会社 名古屋営業所 所長 青山 英樹

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
令和8年度浜松市浜北温水プール解体工事	解体工事 一式 ・建物敷地内の建築物、工作物、外構撤去、解体跡地整地他 ・駐車場敷地内の工作物撤去他 ・上記に伴う電気設備、機械設備工事 ・造成に伴う擁壁整備	500,500,000円	制限付一般競争入札（総合評価方式）	浜松市中央区布橋二丁目6番1号 須山建設株式会社 取締役社長 須山 雄造

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
令和8年度浜松市旧南部清掃工場解体工事	解体工事一式 ・ 本体解体工事 ・ ダイオキシン類ばく露防止対策工事 ・ アスベスト除去工事 ・ 設備解体工事 ・ その他付属棟解体工事 ・ 外構解体工事 ・ 跡地整地工事他	1,408,000,000 円	制限付一般競争入札（総合評価方式）	愛知県名古屋市中区錦三丁目4番6号 東亜・鈴木組特定建設工事共同企業体（代表者） 東亜建設工業株式会社名古屋支店 執行役員支店長 園部 宏

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工事の概要	契 約 金 額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市北消防署 引佐出張所・引佐 第3分団伊平複 合庁舎建設及び 緊急消防援助隊 活動拠点施設整 備工事（建築工 事）	・ 建築工事一式 ・ 危険物貯蔵庫整備 ・ 駐輪場整備 ・ 外構整備	668,800,000 円	制限付一般 競争入札 （総合評価 方式）	浜松市中央区中沢町 71番23号 中村建設株式会社 代表取締役 中村 仁志

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
令和8年度浜松市消防救急デジタル無線システム再整備工事	浜松市消防救急デジタル無線システム再整備工事一式	1,964,655,000円	特 定 調 達 契 約 一 般 競争入札	静岡市葵区黒金町 3シャンソンビル NECネットエス アイ株式会社静岡 支店 支店長 犬飼 隆

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工 事 の 名 称	工 事 の 概 要	契 約 金 額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市立北部中 学校体育館等大 規模改修工事 (建築工事)	建築工事一式 ・ 体育館大規模改 修工事 鉄筋コンクリー ト造一部鉄骨造 1階建延 864.00 ㎡ 建具改修工事、 内装改修工事他 ・ 武道場小規模改 修工事 鉄骨鉄筋コンク リート造1階建 延 890.95㎡ 防水・外壁改修 工事、建具改修 工事他	332, 200, 000円	制限付一 般競争入 札（総合評 価方式）	浜松市中央区有玉 台1丁目9-11 赤堀産業株式会社 代表取締役 赤堀 恭一郎

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工 事 の 名 称	工 事 の 概 要	契 約 金 額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市立八幡中 学校校舎改築工 事（建築工事）	校舎棟建築工事一 式 ・校舎棟改築工事 鉄骨造3階建延 5,391.42㎡ ・附帯建物、外構 整備工事、渡り 廊下設置、舗 装・排水整備他	2,420,000,000円	制限付一 般競争入 札（総合評 価方式）	浜松市中央区新津 町197番地 常盤・杉浦特定建 設工事共同企業体 （代表者） 常盤工業株式会社 代表取締役 犬塚 千之

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工 事 の 名 称	工 事 の 概 要	契 約 金 額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市立八幡中学校校舎改築工事（電気設備工事）	校舎棟改築工事に伴う電気設備工事一式 ・電灯、動力設備工事、受変電設備工事、弱電設備工事、その他付帯工事	374, 000, 000円	制限付一般競争入札（総合評価方式）	浜松市中央区植松町1467-5 株式会社前島電気工業社 代表取締役社長 前嶋 純

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工 事 の 名 称	工 事 の 概 要	契 約 金 額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市立八幡中学校校舎改築工事（機械設備工事）	校舎棟改築工事に伴う機械設備工事一式 ・給排水衛生設備、 空調換気設備、 その他付帯工事	440,000,000円	制限付一般競争入札（総合評価方式）	浜松市中央区三方原町874 - 5 つばい工業株式会社 代表取締役 坪井 啓隼

工事請負契約の一部変更について

次のとおり工事請負契約の一部を変更する。

浜松市長 中 野 祐 介

(令和7年2月19日 第17号議案 原案可決)

工事の名称	工事の概要	区分	契約金額
令和6年度(債務)高規格幹線道路ICアクセス道路整備国庫補助事業(国)152号(池島-大原)道路改良工事(第5工区3号軽量盛土)	・ 施工延長 L=87.0m ・ 軽量盛土工 (ウレタン) V=2,413m³	変更前	377,300,000円
		変更後	411,427,500円

工事請負契約の一部変更について

次のとおり工事請負契約の一部を変更する。

浜松市長 中 野 祐 介

(令和8年2月19日 第28号議案 原案可決)

工事の名称	工事の概要	区分	契約金額
令和6年度（債務）国 県道整備国交付金事 業（社資交）（国） 152号（浜北天竜BP） 道路改良工事	・ 施工延長 L=330.0m ・ 掘削（ICT）（土砂） V=68,700m³ ・ 掘削（軟岩） V=69,260m³	変更前	1,327,499,800円
	・ 現場吹付法砕工 （砕内：モルタル） A=4,067m² ・ 現場吹付法砕工 （砕内：植生基材） A=1,486m² ・ 残土処理工（土砂） V=30,000m³ ・ 残土処理工（軟岩） V=70,870m³ ・ 鉄筋挿入工 N=156本	変更後	1,347,221,700円

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

品名	概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
非常用保存食（アルファ化米）	・白米 ・わかめご飯 計3,200箱 （160,000食分） ＜個食タイプ＞	32,025,996円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	浜松市中央区佐藤 二丁目24番1号 株式会社スクロー ル浜松営業所 所長 鈴木 希昌

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

品名	概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
災害用仮設 トイレ（洋 式・身障者 対応型）	・ W130cm×D155cm× H192cm程度 ・ 数量 200基	85,800,000円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	浜松市中央区佐藤 二丁目24番1号 株式会社スクロー ル浜松営業所 所長 鈴木 希昌

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

品名	概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
可搬式動力 消防ポンプ	19組 1組の内訳 ・ポンプ本体（C-1級） ・運搬装置（ドラムブレーキ搭載） 等	31,350,000円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	浜松市中央区和田 町701 株式会社日本防火 研究所 代表取締役 市川 智也

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

品 名	概 要	契 約 金 額	契約方法	契約者住所氏名
消 防 ポンプ 自 動 車（C D－I 型） 2 台	・ シャシ 3トン級 ダブルキャビン付 消防専用シャシ ・ ポンプ性能A-2級	60,940,000円	特 定 調 達 契 約 一般競争 入 札	浜松市中央区馬郡町 1893番地の1 静岡森田ポンプ株式会社 代表取締役 中村 朋行

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

品 名	概 要	契 約 金 額	契約方法	契約者住所氏名
小型動力ポンプ付軽積載車（トラック型）3台	・シャシ 軽トラック型 シングルキャビン ・ポンプ性能B-3級	42,735,000円	特 定 調 達 契 約 一般競争 入 札	浜松市中央区植松町1460 番地の28 旭産業株式会社浜松営業 所 所長 木下 滋仁

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

品 名	概 要	契 約 金 額	契約方法	契約者住所氏名
災害対応特殊消防ポンプ自動車(CD－I型CAFS)3台	・シャシ 3トン級 ダブルキャビン付 消防専用シャシ ・水槽 600リットル以上 ・特殊ぎ装 圧縮空気泡消火装置 (CAFS)	206,250,000 円	特 定 調 達 契 約 一般競争 入 札	浜松市中央区馬郡町 1893番地の1 静岡森田ポンプ株式会社 代表取締役 中村 朋行

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

品 名	概 要	契 約 金 額	契約方法	契約者住所氏名
高規格救急 自動車 4 台	・ 駆動方式 4WD ・ エンジン総排気量 2,400cc以上 ・ 変速装置 電子制御式4速オー トマチック以上 ・ 乗車定員 7人以上	127,600,000円	特 定 調 達 契 約 一般競争 入 札	浜松市中央区榎武町 226番地の1 静岡トヨタ自動車株 式会社法人営業部法 人営業3課 部長 大澤 明

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

品名	概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
電子黒板	- 数量 75インチ 120台 65インチ 587台 - 計707台	104,491,233円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	浜松市中央区千歳 町91番地の1 遠鉄システムサー ビス株式会社 代表取締役 佐野 智史
移動式スタ ンド	- 数量 707台 - 小学校91校、中学校 45校、小中一貫校3 校、分校1校計140校 及び教育センター、 教育委員会事務局に 整備			

令和 7 年度浜松市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度浜松市病院事業会計（リハビリテーション病院）未処分利益剰余金
4 6，5 5 8，1 1 1 円のうち 4 0，0 0 0，0 0 0 円を減債積立金に積立て、残余を翌
年度に繰り越すものとする。

浜松市長 中 野 祐 介

1 当年度未処分利益剰余金	4 6，5 5 8，1 1 1 円
2 利益剰余金処分額	4 0，0 0 0，0 0 0 円
（1）減債積立金	4 0，0 0 0，0 0 0 円
3 翌年度繰越利益剰余金	6，5 5 8，1 1 1 円

令和 7 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金 3, 1 3 8, 4 1 6, 5 2 4 円のうち
1, 3 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円を減債積立金に積立て、1, 8 3 0, 0 0 0, 0 0 0 円を
資本金に組入れ、残余を翌年度に繰り越すものとする。

浜松市長 中 野 祐 介

1 当年度未処分利益剰余金	3, 1 3 8, 4 1 6, 5 2 4 円
2 利益剰余金処分額	3, 1 3 0, 0 0 0, 0 0 0 円
(1) 減債積立金	1, 3 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円
(2) 資本金	1, 8 3 0, 0 0 0, 0 0 0 円
3 翌年度繰越利益剰余金	8, 4 1 6, 5 2 4 円

公有水面埋立について

公有水面埋立免許出願に伴い、公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、静岡県知事から意見を求められたことに対し、同法第 3 条第 4 項の規定に基づき異議ない旨の意見を述べることについて議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

1 埋立免許

出 願 人	埋立ての位置	埋立て面積	埋立ての用途
静岡県知事 鈴木 康友	静岡県浜松市中央区舞阪町舞阪 2119 番 45 の 地先公有水面	392.30 m ²	漁港施設用地

専決処分の報告

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項に基づき、次のとおり道路瑕疵、人身事故、交通事故、物損事故及び住宅使用料等請求事件に係る和解及び損害賠償の額の決定並びに工事請負契約の変更並びに過払返還金請求事件に係る訴えの提起について専決処分したから報告する。

浜松市長 中 野 祐 介

道路瑕疵

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
25	令和8年 7月29日	和 解 991,435円	浜松市浜名区 引佐町東黒田431番地 の3 株式会社森下材木店 代表取締役 森下 晴元	令和7年 3月27日	浜松市天竜区 月272番地の1地先 物損事故
事故の状況 午前10時20分頃、相手方車両が市道天竜松山津行線を東進中、道路の陥没（幅0.6m、長さ3m、深さ5m）により、車両底部等を損傷した物損事故である。 負担割合 浜松市100% 対 策 令和7年4月 復旧工事完了。					

人身事故

専 決		和解及び損害	相手方の	事故発生	事故発生場所
番号	年 月 日	賠償の額	住所・氏名	年 月 日	及び事故の内容
26	令和8年 5月19日	和 解 9,800円	浜松市天竜区 水窪町奥領家 A氏	令和8年 2月28日	浜松市天竜区 水窪町奥領家 2697 番地の 1 地先 人身事故
事故の状況 相手方 A 氏が、水窪小学校に隣接する道路を歩行中に学校敷地内の樹木の枝が折れて落下したことにより、右肩を負傷した人身事故である。 負担割合 浜松市100% 対 策 注意喚起の看板を掲示した。 当該樹木は静岡県文化財に指定されているため、樹木医診断を行ったのち、対応について県と調整していく。					

交通事故

専 決		和解及び損害 賠 償 の 額	相 手 方 の 住所・氏名	事故発生 年 月 日	事 故 発 生 場 所 及び事故の内容
番号	年 月 日				
27	令和8年 6月3日	和 解 187,000円	浜松市中央区 小豆餅二丁目18-28 小豆餅自治会 自治会長 吉井 道雄	令和8年 3月31日	浜松市中央区 小豆餅三丁目地内 交通事故（物損）
事故の状況 午前10時50分頃、4 t 塵芥車で浜松市中央区小豆餅三丁目内を走行中、交差点を右折しようとした際、車両右後方下部が相手方街灯に接触した物損事故である。 過失割合 浜松市100% 対 策 事故を起こした運転手に対し、車両運転時は常に道路や交通状況に注意し、車両周辺の安全確認を徹底するとともに、同乗者と声を掛け合い、協力し合って収集業務と安全運転に努める等指導を行うとともに、全職員にもこれらの注意喚起を行った。					
28	令和8年 7月13日	和 解 62,000円	浜松市中央区 上西町 B 氏	令和8年 6月9日	浜松市中央区 鴨江四丁目地内 交通事故（物損）
事故の状況 午前9時34分頃、市道鴨江122号線において、公用車を路肩に寄せて停車するため後退した際、車両左後方下部が相手方塀に接触した物損事故である。 過失割合 浜松市100% 対 策 事故を起こした職員に厳重注意を行うとともに、課内職員に対して、後進中の事故を防止するため目視による後方確認を徹底し、また同乗者がいる場合は、状況に応じて誘導するよう注意喚起を行った。					

専 決		和解及び損害	相手方の	事故発生	事故発生場所
番号	年 月 日	賠償の額	住所・氏名	年 月 日	及び事故の内容
29	令和8年 7月24日	和 解 54,380円	浜松市中央区 細島町 C氏	令和8年 6月23日	浜松市中央区 細島町379番地地先 交通事故（物損）
事故の状況 午前10時15分頃、道路脇に停車するため車両を左側に寄せたところ、相手方コンクリートブロックと車両前方左下部が接触した物損事故である。 過失割合 浜松市100% 対 策 事故を起こした職員へは嚴重注意をするとともに、全職員に事故防止に対する意識を徹底するよう注意喚起をした。今回の事故により、課内に交通安全への啓発ポスターを掲示し、意識を高めるように努めている。					

物損事故

専 決		和解及び損害	相手方の	事故発生	事故発生場所
番号	年 月 日	賠償の額	住所・氏名	年 月 日	及び事故の内容
30	令和8年 8月6日	和 解 427,284円	浜松市浜名区 都田町 株式会社胡桃 代表取締役 鈴木 伸吾	令和8年 4月9日	浜松市中央区 小豆餅二丁目 470-10 物損事故
事故の状況 小豆餅公園の立木の枯れ枝が落下し、隣地に駐車していた相手方車両天井部等を損傷した物損事故である。 負担割合 浜松市100% 対 策 令和8年4月 樹木の剪定実施完了 巡視点検の徹底					

市営住宅使用料等請求事件

専 決		和解及び損害	相手方の	和解	和解の内容
番号	年 月 日	賠償の額	住所・氏名	年 月 日	
31	令和8年 6月16日	和解 72,000円	愛知県名古屋市南区 道徳新町二丁目 D氏	令和8年 6月16日	相手方は滞納住宅 使用料の3か月分 72,000円を浜松市 に対して分割して 支払うことで和解 したものである。
和解条項 1 相手方Dは、上記債権の支払義務のあることを認める。 2 相手方Dは、浜松市に対し、上記債務を第3項のとおり分割して納付書により納付する。 3 相手方Dは、浜松市に対し、上記債務を令和8年7月10日に12,000円を支払い、令和8年8月10日から令和9年1月10日まで毎月10日限り10,000円ずつ分割して支払う。 4 相手方Dは、前項の分割金の支払を2回以上怠り、その額が2万円に達したときは、当然に期限の利益を失い、残金を直ちに浜松市に支払う。 5 相手方Dは、浜松市に対し、給与支払先及び銀行口座番号等の財産状況を本和解の席上で明らかにし、浜松市はこれを確認した。 6 浜松市と相手方Dは、浜松市と相手方Dの間には、本和解条項に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。 7 訴訟費用は、各自の負担とする。					

工事請負契約の変更

専 決		工事の名称	契約金額		契約変更 年 月 日
番号	年 月 日		変更前	変更後	
32	令和8年 6月29日	令和7年度土木施設災害復旧事業（国）362号（瀬居）道路災害復旧工事（7災第2号）	364,906,300 円	364,114,300 円	令和8年 6月29日
変更の理由 交通誘導員の配置取りやめに伴う減額変更 減額率 △0.22%					
工事の概要 復旧延長 L=71.5m 現場吹付法枠工 A=303 m ² モルタル吹付工 A=2,520 m ² 鉄筋挿入工 N=136 本 落石防止網工 A=1,100m ² 契約者住所 浜松市天竜区春野町気田 823 契 約 者 株式会社正久工業 代表取締役 正久 厚成 議決状況等 変更契約：令和8年2月26日 第29号議案 原案可決 364,906,300円					

専 決		工事の名称	契約金額		契約変更 年 月 日
番号	年 月 日		変更前	変更後	
33	令和8年 6月30日	アクトシティ浜松D ゾーン改修工事（電気 設備工事）	395,780,000円	383,796,600円	令和8年 6月30日
変更の理由 受変電設備の仕様変更等に伴う減額変更 減額率 △3.03%					
工事の概要 改修工事に伴う電気設備工事 一式 ・電灯設備改修 ・受変電設備改修 ・映像 ・音響設備改修 ・火災報知設備改修 等 契約者住所 浜松市中央区植松町 1467 番地の 5 契 約 者 株式会社前島電気工業社 代表取締役社長 前嶋 純 議決状況等 令和 6 年 12 月 20 日 第 170 号議案 原案可決 395,780,000 円					

専 決		工事の名称	契約金額		契約変更 年 月 日
番号	年 月 日		変更前	変更後	
34	令和8年 7月23日	旧浜松市教育文化会館 解体工事	492,800,000 円	479,098,400 円	令和8年 7月23日
	変更の理由	交通誘導員配置人数の変更等に伴う減額変更 減額率 △2.78%			
	工事の概要	旧浜松市教育文化会館解体工事一式 ・ 本体解体工事 ・ 付属棟解体工事 ・ 外構解体工事 ・ 設備解体工事 等			
	契約者住所	浜松市中央区米津町 2266 番地の 1			
	契 約 者	山吉建設株式会社 代表取締役 高橋 弓夫（当初契約時：菅沼 孝之）			
	議決状況等	令和6年9月13日 第111号議案 原案可決 492,800,000円			

児童扶養手当過払返還金等請求事件

専決		相手方の 住所・氏名	児童扶養手当過払	浜松市ひとり親家庭等
番号	年 月 日		返還金	自立支援手当過払返還金
35	令和8年 5月18日	浜松市中央区 元浜町 E 氏	120,000 円	30,000円
			返還金合計 150,000円	
請求内容				
下記債権の債務者に対し、過払返還金の支払いを命ずる判決を求める。				
債権 児童扶養手当過払返還金				
浜松市ひとり親家庭等自立支援手当過払返還金				
請求理由				
本件相手方が、未納付分の児童扶養手当及び浜松市ひとり親家庭等自立支援手当の過払返還金について債務の存在を認めないことから、支払いを求める。				

